

「経営革新等支援機関」の認定取得について

平成 25 年 2 月 1 日

共立信用組合

共立信用組合は『中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき経営革新等支援機関として認定を受けましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 認定日
平成 25 年 2 月 1 日（金）
2. 経営革新等支援業務窓口
共立信用組合 全営業店（あやめ橋出張所を除く）

以上

また当組合は独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部主催による「平成 24 年度認定支援機関向け経営改善・事業再生研修」を受講して修了いたしました事をご報告いたします。